



## 高齢者への健康食品の送りつけ

自宅に突然電話があり「以前、注文を受けた健康食品の配送の手続きが整った。3万円のサプリメントを2日後に発送する。代金引換の配達なので在宅を確認したい。」と言う。注文した覚えはないが、買わないといけないのか。



まったく覚えがないと断っても「確かに注文を受けている。」と主張されたがどうしたらいいか、といった内容の相談が高齢者を中心に増えています。

中には「とぼけるんじゃない。代金を支払わないと訴える。注文のやりとりは録音している。裁判になれば30万円の費用がかかることになる。」と強硬な姿勢のケースも見受けられます。

消費者が、慌てて電話機のナンバーディスプレイに表示された事業者の連絡先に電話をしてみても、「現在使われておりません。」と繋がらない場合や、発信専用ダイヤルになってこちらからは連絡ができないこともあります。

これらの事業者は、注文をしていないのに、あたかも過去に健康食品を注文したように装って電話をし、曖昧な返事をする消費者を狙って商品を送りつけては、代金を支払わせることを狙った新手のやり口と考えられます。

事業者は、電話をかけたときの消費者の受け答えや態度から、商品を送りつける相手を品定めしている可能性があります。

電話があった場合、注文した覚えが無ければ、まずは「注文していません。」ときっぱりと断りましょう。

断固とした姿勢で断ることにより、実際には商品が届かなかったケースが数多く見受けられます。

承諾をしていなければ、契約は成立しているとは言えません。

もし、商品が送り届けられても受け取り拒否をして、後日、業者からの問い合わせ等があった場合に備えて、送り元の名称、住所、電話番号など事業者の情報をメモしておきましょう。

健康食品の送りつけの被害者の多くは、日中を自宅で過ごす高齢者です。そこで日常生活では、高齢者への家族の見守りがとても重要となります。

もしも、電話で断ったにもかかわらず、送りつけてきた健康食品を代金引換で受け取ってしまうと、後で支払ってしまった代金を取り戻す手続きが必要となります。

心当たりのない宅配便や、勝手に送りつけられてきたものは安易に受け取らないようにしましょう。また、注文した配達物が届く恐れがあるときは、家族に一言伝えておくようにしてください。

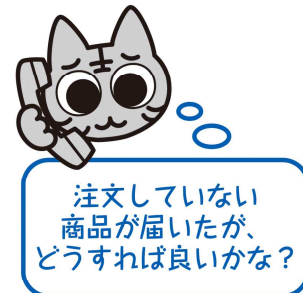
電話で断っているにもかかわらず、一方的に商品が送られてきたものは、特定商取引法のネガティブオプションという送りつけ商法に該当します。契約は成立していないので商品の受け取り義務や支払い義務はありません。万が一商品を受け取ってしまったら、受け

取った日から14日間(商品の引き取りを事業者に請求した場合は7日間)開封せず保管した後は自由に処分することができます。しかも、一度電話で断ったにもかかわらず再度勧誘してくることは禁止されています。知らない相手からの電話には出ないようにすることも一つの方法です。

勧誘電話を断りきれずに曖昧な返事をしてしまうと、商品が届く場合があります。このようなときは、特定商取引法の電話勧誘販売に該当しますのでクーリングオフをすることができます。商品や書面を受け取った日から8日間以内にクーリングオフの通知を行えば無条件で解約できます。

健康食品を通信販売で購入した経験のある消費者は少なくありません。「以前、注文した。」と言われると、心当たりがあるために曖昧な返事をしがちですが、このような消費者を事業者は狙っています。

健康食品を注文したように装う事業者には、くれぐれも注意してください。手口を知って適切に対応しましょう。



© KANAGAWA2013